



事務連絡
令和3年1月14日

兵庫県宅地建物取引業協会 御中

神戸市新型コロナウイルス
感染症対策本部

緊急事態宣言発令に伴う感染防止対策の徹底について（お願い）

平素は、新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

1月13日、兵庫県を含む7府県が緊急事態措置を実施する区域に追加されました。

本市においては、新規感染者が連日多数発生する状況が継続しており、病床がひっ迫し、医療提供体制も非常に厳しい状況となっています。

市民・事業者のみなさまにおかれましては、改めて感染防止対策の徹底をお願いします。

記

1. 「不要不急の人混みの多い場所への外出」は徹底して避け、特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することをお願いします。
2. 「大人数での会食」は徹底して避けること。また、少人数での飲食の場合でも食事中は会話を控えるとともに、できるだけ距離をとるようにお願いします。
3. 国及び県の方針を踏まえ、職場における在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤等による更なる出勤削減の取り組みの徹底をお願いします。
4. 緊急事態宣言発令に伴う飲食店等に対する営業時間短縮要請に、ご理解・ご協力をお願いします。

今ここで、感染拡大を食い止め、皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、感染拡大防止の取り組みの徹底にご協力いただきますよう、お願いいたします。



【担当】建設局防災課 三島
電 話 078-595-6353
F A X 078-595-6349